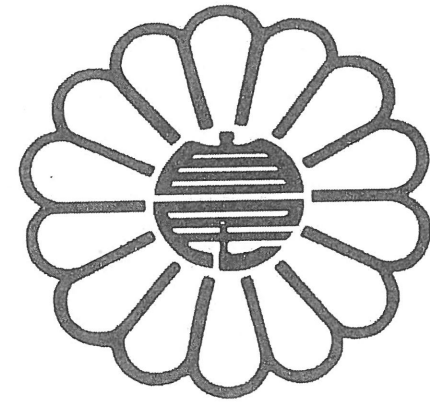


令和元年

支部総会資料



とき 令和元年5月18日(土) 午後1:30
ところ 宮崎観光ホテル東館二階 日向

自由民主党宮崎市支部

自由民主党宮崎市支部総会次第

- 一、一 礼
- 一、国歌斉唱
- 一、開会の辞
- 一、支部長挨拶
- 一、党情報報告
- 一、来賓挨拶
- 一、議長選出
- 一、議 事

- 第1号議案 平成30年度事業経過報告
- 第2号議案 平成30年度収支決算報告・監査報告
- 第3号議案 令和元年度活動方針(案)
- 第4号議案 令和元年度収支予算(案)
- 第5号議案 支部長選挙
- 第6号議案 規約改正(案)

報告事項

- 一、ガンバロー三唱
- 一、閉会の辞

党情報

平成30年度宮崎支部概観

5月19日に宮崎市支部総会が行われ、日高義幸支部長の下で4年目となる体制でスタートした。

対外的な活動として、9月20日に党総裁選挙が行われ、安倍総裁が再選を果たし、引き続き総裁3期目の舵を取る事となった。

12月23日に宮崎県知事選挙が行われ、河野俊嗣氏が3選目を果たした。支部による事業活動として、7月14日女性局による児童虐待キャンペーン。11月25日に女性にもわかりやすい国政報告、懇親会、1月26日にいどばたキャラバン「女性専門職の本音トーク」を開催した。

環境防災部により、2月24日に地域の防災セミナー「みんなで逃げる」を開催、活況にて事業を行うことができた。

2月15日には恒例となる宮崎市支部新春政経懇談会を開催した。講師に参議院議員山東昭子議員をお迎えし、議員活動、食育をテーマにした講演がおこなわれた。

3月14日には、翌年度に行われる統一地方選挙における公認候補が決定された。

宮崎県議会選挙については現職1名、新人2名の公認、宮崎市議会議員選挙については現職1名、新人1名の公認、推薦が現職1名、により競われる事となった。

第1号議案

平成30年度事業経過報告

平成30年

4月	11日	平成29年度会計監査	宮崎市支部事務局
	22日	参議院議員長峯誠政経セミナー	MRTミック
	27日	役員会	東京庵
5月	19日	30年度支部総会	宮崎観光ホテル
	27日	自由民主党宮崎県支部連合会定期大会	J Aアズムホール
6月	3日	青年局 自民党県連青年局大会	宮崎観光ホテル
	11日	役員会	みやいち
	16日	自民党県連女性局総会	J Aアズムホール
7月	14日	女性局児童虐待防止キャンペーン	山形屋前
8月	8日	役員会	和食の橋
	17日	武井俊輔衆議院議員国政報告会	宮崎観光ホテル
	26日	松下新平参議院議員国政報告会	宮崎観光ホテル
9月	21日	青年局研修会 講師長峯誠参議院議員	ホテルメリージュ
10月	10日	平成30年度上半期会計監査	宮崎市支部事務局
	25日	役員会	東京庵
11月	25日	女性局研修会 講師長峯誠参議院議員	アリストンホテル
12月	1日	第一選挙区支部支部長会議	浜ノ瀬
	2日	宮崎県第一選挙区国民投票連絡会議設立総会	ひまわり荘
	13日	役員会	なぶら

平成31年

1月	26日	いどばたキャラバン女性専門職による本音トーク	県連
	28日	6役会	宮崎市支部事務局
2月	8日	役員会	宮崎観光ホテル
	9日	自由民主党宮崎県第一選挙区支部新年会	宮崎観光ホテル
	15日	平成31年度新春政経懇談会を	宮崎観光ホテル
	24日	環境防災対策部 地域の防災セミナー	イベントホール青島
3月	9日	女性局 児童虐待防止キャンペーン	山形屋前
	25日	平成30年度収支決算報告書提出	宮崎県選挙管理委員会
	25日	役員会	浜ノ瀬

第2号議案

平成30年度収支決算報告

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

収入の部

款	項目	予算額	決算額	差引増減		摘要
				増	減	
前年度繰越金		3,901,815	3,901,815	○		
	前年度繰越金	3,901,815	3,901,815			
党費		1,680,000	1,928,400	○	248,400	
	一般党費	1,356,000	1,532,400		176,400	1200円×855人 600円×844人
	特別党費	324,000	396,000		72,000	
	国会議員党費	120,000	120,000			月10,000円×1人×12
	県会議員党費	60,000	60,000			月5,000円×1人×12
	市会議員党費	144,000	216,000		72,000	月3,000円×6人×12
寄附金		10,000	0		10,000	
	寄附金	10,000	0		10,000	
交付金		70,000	27,500	○	42,500	
	交付金	70,000	27,500		42,500	総会
事業収入		4,000,000	3,895,000	○	105,000	
	政経懇談会	4,000,000	3,895,000		105,000	5000円×779人
	その他の事業収入	0	0			
その他の収入		108,185	24	○	108,161	
	受託事業による収入	100,000	0		100,000	
	その他の収入	8,185	24		8,161	利息
収入合計		9,770,000	9,752,739	○	17,261	

支出の部 (その1)

支出の部といたしまして

款	項目	予算額	決算額	差引増減		摘要
				増	減	
経常経費		2,305,000	1,930,415		374,585	
	人件費	1,050,000	1,014,950	○	35,050	
	給与 アルバイト	1,050,000	1,014,950		35,050	
	事務所費	1,255,000	915,465		339,535	
	備品費	100,000	0		100,000	
	消耗品費	30,000	0		30,000	
	新聞購読費	50,000	46,400		3,600	
	借室費	520,000	504,000		16,000	
	光熱水費	0	0			
	租税公課	5,000	0		5,000	
	通信費	200,000	189,885		10,115	
	交通費	50,000	0		50,000	
	印刷費	150,000	31,540		118,460	
	リース代	150,000	143,640		6,360	コピー機リース料 11,970×12
政治活動費		4,500,000	3,432,552		1,067,448	
	組織活動費	2,050,000	1,015,114		1,034,886	
	総会費	300,000	209,590		90,410	
	会議費	600,000	365,900		234,100	役員会9回
	交際費	50,000	8,000		42,000	
	青年局費	200,000	59,000		141,000	
	女性局費	200,000	214,759		14,759	児童虐待防止キャン ペーン, 研修会

支出の部（その2）

款	項目	予算額	決算額	差引増減		摘要
				増	減	
政治活動費	農林漁業対策費	200,000	0		200,000	
	中小企業対策費	200,000	0		200,000	
	環境防災対策費	200,000	100,000		100,000	
	医療福祉対策費	0	0			
	食料費	100,000	57,865		42,135	六役会他
	選挙対策費	300,000	320,340	20,340		1015114
	広報宣伝費	150,000	116,640		33,360	インターネットホームページ
	政経懇談会	2,000,000	1,980,458		19,542	宮崎観光ホテル支払他（450名）
その他の経費	550,000	428,716		121,284		
	他事業協力費	500,000	386,000		114,000	政経パーティー協力費
	個人還付金	0	0			
	雑費	50,000	42,716		7,284	
予備費		2,415,000	3,961,056	1,546,056		
	積立	0	0			
	未収金	0	0			
	予備費	2,415,000	3,961,056	1,546,056		
支出合計		9,770,000	9,752,739		17,261	

収入合計	支出合計	差引残高
9,752,739	9,752,739	0

監査報告

平成31年4月11日、自由民主党宮崎市支部において金銭出納簿、収支報告、領収書、預金通帳など関連書類を照合、慎重監査の結果、会計管理執行は適正且つ正確に処理されていることを確認しました。

平成31年4月11日

監査

小園 恵彰



別当 幸寛



第3号議案

令和元年度活動方針（案）

昨年12月、第一選挙区支部において国民投票連絡会議・美しい日本の憲法をつくる宮崎県民の会がいち早く立ち上げられ、今後益々、県内においても我が党の党是である憲法改正論議が深まっていくことが期待される。また、今年7月には令和になり初めての国政選挙である参議院議員選挙が控えており、これらの状況を鑑みた上で本年度の宮崎市支部における活動方針を掲げることとする。

1. 支部党員の拡充

本年度は、党本部が従来より掲げる「120万党員獲得運動」を党活動の中心に据え、宮崎市支部においては、現在所属している1,700名弱の党員を維持すると共に、これからの日本を担う若い世代の新規党員を中心に、党勢拡大を目指す。

2. 支部活動の充実

本年度は党本部が掲げる「憲法改正」と「地方創生」の運動課題を軸に、活発な支部活動を展開する。とりわけ青年局では研修会などの自己研鑽の場をテーマを絞って設ける。女性局では憲法改正セミナーや児童虐待防止キャンペーン「189」の普及啓発活動等を展開する。また、農林漁業振興、中小企業・市街地活性化、環境防災、医療福祉等のテーマにおいては各事業担当部長を中心に、少子高齢化や人口減少等の地域課題を考慮した形で諸団体との意見交換会や地域貢献活動を積極的に開催する。

3. 議会・行政への提言活動

われわれ自民党は、市民や業界団体の意見交換会を積極的に開催することにより、地元の方々の意見に真摯に耳を傾け、地域政党としての役割を果たすべく、それらの意見を県政・市政に反映させ、地域政党としての責任を果たしていきたい。同時に、われわれ自民党の運動方針を分かりやすく伝えるため、現在宮崎市支部に所属している2名の県議会議員と6名の市議会議員を通じて、知事や市長への陳情活動を行ったり、行政担当者との意見交換会を開催したりすることにより、県議会や市議会に反映させていきたい。

4. 参議院議員選挙の勝利

今年7月には、第25回参議院議員選挙が行われるが、二期目に挑戦される自民党公認候補予定者である長峯誠氏の必勝を期し、支部長を中心に支部役員党員一丸となって戦うこととする。

第4号議案

平成31年度（令和元年）収支予算案

自 平成31年4月 1日
至 令和 2年3月31日

収入の部

款	項目	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差引増減		摘要
				増	減	
前年度繰越金		3,901,815	3,961,056			
	前年度繰越金	3,901,815	3,961,056	59,241		
党費		1,680,000	1,956,000	276,000		
	一般党費	1,356,000	1,500,000	144,000		1200円×850人 600円×800人
	特別党費	324,000	456,000	132,000		
	国会議員党費	120,000	120,000			月10,000円×1人
	県議会議員党費	60,000	120,000	60,000		月5,000円×2人
	市議会議員党費	144,000	216,000	72,000		月3,000円×6人
寄附金		10,000	10,000			
	寄附金	10,000	10,000			
交付金		70,000	70,000			
	交付金	70,000	70,000			總會
事業収入		4,000,000	3,800,000		200,000	
	政経懇談会	4,000,000	3,800,000		200,000	5,000円×760人
	その他の事業収入	0	0			
その他の収入		108,185	102,944		5,241	
	受託事業による収入	100,000	100,000			自民党県連セミナー 還付金等
	その他の収入	8,185	2,944		5,241	利息
収入合計		9,770,000	9,900,000	130,000		

支出の部（その1）

款	項目	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差引増減		摘要
				増	減	
経常経費		2,305,000	2,305,000			
	人件費	1,050,000	1,050,000			
	給与 アルバイト	1,050,000	1,050,000			
	事務所費	1,255,000	1,255,000			
	備品費	100,000	100,000			
	消耗品費	30,000	30,000			
	新聞購読費	50,000	50,000			
	借室費	520,000	520,000			
	光熱水費	0	0			
	租税公課	5,000	5,000			
	通信費	200,000	200,000			
	交通費	50,000	50,000			
	印刷費	150,000	150,000			
	リース代	150,000	150,000			コピー機 11,970×12ヶ月
政治活動費		4,500,000	4,700,000	200,000		
	組織活動費	2,050,000	2,250,000	200,000		
	総会費	300,000	300,000			
	会議費	600,000	600,000			
	交際費	50,000	50,000			
	青年局費	200,000	200,000			
	女性局費	200,000	200,000			

支出の部（その2）

款	項目	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差引増減		摘要	
				増	減		
政治活動費	組織活動費	農林漁業対策費	200,000	200,000			
		中小企業対策費	200,000	200,000			
		環境防災対策費	200,000	200,000			
		医療福祉対策費	0	200,000	200,000		
		食料費	100,000	100,000			
	選挙対策費	300,000	300,000				
	広報宣伝費	150,000	150,000				
	政経懇談会	2000000	2,000,000			4,500円×400人 景品・謝礼200,000円	
	その他の経費		550,000	550,000			
		他事業協力費	500,000	500,000			政経パーティー協力費
	個人還付金	0	0				
	雑費	50,000	50,000				
予備費		2,415,000	2,345,000		70,000		
	積立	0	0				
	雑損	0	0				
	予備費	2,415,000	2,345,000		70,000		
支出合計		9,770,000	9,900,000	130,000			

支部長選出並びに幹事長指名

1. 支部長選出

2. 幹事長の指名

3. その他

自由民主党宮崎市支部規約

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 わが党は真の民主主義を基調とする議会政治の本義に徹し、厳に容共的破壊勢力を排除し、庶政一新、福祉国家を建設し、世界の平和に貢献せんとする進歩的国民政党である。

この立党の精神を実現するため、規約を定め、党内の規律を正し、組織と活動の強化を図り、党運営の規範とする。

(名称および事務所)

第 2 条 本支部は自由民主党宮崎市支部と称し、事務所を宮崎市におく。

(支部の構成)

第 3 条 本支部は第一条の目的に賛同する党员をもって構成する。

第2章 執行機関

第1節 支部長及び副支部長

(支部長)

第 4 条 本支部に支部長をおく。

2. 支部長は本支部の最高責任者であって、支部を代表し、党務を総括する。

(副支部長)

第 5 条 本支部に副支部長若干名をおき、支部長の指名した筆頭副支部長をおくことができる。

2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるとき、または支部長が欠けたときは、支部長の職務を行う。

(支部長、副支部長の選任)

第 6 条 支部長は支部総会において公選し、副支部長は六役会の承認をうけて支部長が任命する。

2. 支部長の公選は、支部所属の県会議員、市会議員の中から2名の推薦及び支部所属一般党员10名の推薦を受けた者が立候補できることとする。

第2節 幹事長及び副幹事長

(幹事長)

第 7 条 本支部に幹事長をおく。

2. 幹事長は支部長を補佐し、党務を執行する。

(副幹事長)

第 8 条 本支部に副幹事長若干名をおき、支部長の指名した筆頭副幹事長をおくことができる。

2. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代行する。

(幹事長、副幹事長の選任)

第 9 条 幹事長は支部長が指名し、支部総会において承認をうける。

2. 副幹事長は六役会の承認をうけて支部長が決定する。

第 3 節 執行機関の付属機関

(事務局)

第 10 条 支部に事務局をおき、支部長の指名を受けた役員が支部の事務を処理する。

第 4 節 部、局および会

(部、局および会)

第 11 条 本支部の運営のため、次の部局会をおく。

- (1) 六役会 (2) 役員会 (3) 財務部 (4) 組織部 (5) 広報宣伝部 (6) 青年局
- (7) 女性局 (8) 中小企業対策部 (9) 農林漁業対策部 (10) 環境防災対策部
- (11) 医療福祉対策部 (12) 事業部 (13) 党紀委員会 (14) 地区分会
- (15) 選挙対策委員会

第 5 節 六 役 会

(会の構成)

第 12 条 六役会は支部長、副支部長、幹事長、総務会長、青年局長、女性局長の 6 名をもって構成する。

(会の職務)

第 13 条 六役会は事務局を統括し、人事、経理をはじめ、支部の運営および党紀委員会、選挙対策委員会を所轄し、重要な事項を審議決定する。

第 6 節 役 員 会

(会の構成)

第 14 条 役員会は、支部長、副支部長、幹事長、副幹事長、各正副会長、各部、局長、副部長次長、会計監督、顧問、相談役をもって構成し随時支部長が招集する。

(会の職務)

第 15 条 役員会は、支部の潤滑な運営のための協議を行う。尚、会での決定事項については役員協力のもと遂行することとする。

第 7 節 財 務 部

(会の構成)

第 16 条 財務部は若干名の部員をもって構成し、部会において部長、副部長若干名を互選し、六役会の承認をうけて支部長が決定する。

(部会の職務)

第 17 条 財務部は支部の健全運営を図るために次の事業を行う。

- (1) 党員の党費徴収
- (2) 特別党員の勧誘

第 8 節 組 織 部

(部の構成)

第 18 条 組織部は若干名の部員をもって構成し、部会において部長、副部長若干名を互選し、六役会の承認をうけて支部長が決定する。

(部会の職務)

第 19 条 組織部は支部の組織活動を統一し、かつ、強化するため、次の事業を行う。

- (1) 党員の拡充
- (2) 既党員の整理把握
- (3) 財務部との連繫
- (4) 遊説の実施
- (5) 研修会
- (6) 地区分会の掌握

第 9 節 広 報 宣 伝 部

(部の構成)

第 20 条 広報宣伝部は若干名の部員をもって構成し、部会において部長副部長若干名を互選し、六役会の承認をうけて支部長が決定する。

(部会の職務)

第 21 条 広報宣伝部は支部の広報宣伝を統一し、次の事業を行う。

- (1) 広報宣伝活動
- (2) 遊説隊との連繫

第10節 青年局

(局の構成)

第22条 青年局は支部の全青年をもって構成し、局会において局長、局次長若干名をもって互選し、六役会の承認をうけて支部長が決定する。

2. 青年局の年齢は45才までとする。

(局会の職務)

第23条 日本民族の将来は青年の双肩にある。高邁なる理想実現のために情熱をささげ、新しい日本を作るために自由民主党の中核となり推進力となる。これがため、次の事業を行う。

(1) 各種研修会

(2) 意気昂揚を図るためのイベント等

第11節 女性局

(局の構成)

第24条 女性局は局会において、局長、局次長若干名を互選し、六役会の承認をうけて支部長が決定する。

(局会の職務)

第25条 女性は母として民族の伝承者である。家庭は国家社会の基礎であり、健全なる国家社会は健全なる家庭の上に築かれる。女性は心から平和を念願し、暴力と破壊のない社会の実現を希求する。女性は自立の精神をかん養し、き然として、みずから行動し、男女の調和を図り、女性の人格を昂揚し、社会的地位を高めるため、研修会、女性党員の拡充等の事業を行う。

第12節 中小企業対策部

(部の構成)

第26条 中小企業対策部は若干名の部員をもって構成し、部会において部長、副部长若干名を互選し、六役会の承認をうけて支部長が決定する。

(部会の職務)

第27条 中小企業者の資金調達の援助、近代的労使関係の確立、社会保障の充実等の対策を行う。

第13節 農林漁業対策部

(部の構成)

第28条 農林漁業対策部は若干名の部員をもって構成し、部会において部長、副部长若干名を互選し、六役会の承認をうけて支部長が決定する。

(部会の職務)

第29条 農林漁業資金調達の援助、近代的経営、公害等の対策を行う。

第14節 環境防災対策部

(部の構成)

第30条 環境防災対策部は若干名の部員をもって構成し、部会において部長、副部长若干名を互選し、六役会の承認をうけて支部長が決定する。

(部会の職務)

第31条 近年の頻発する災害に対し、地域防災のあり方を調査し啓発事業を行う。

第15節 医療福祉対策部

(部の構成)

第32条 医療福祉対策部は若干名の部員をもって構成し、部会において部長、副部长若干名を互選し、六役会の承認をうけて支部長が決定する。

(部会の職務)

第33条 人生100年時代、深刻なる少子高齢化問題を鑑み地域医療及び福祉のあり方を調査研究する。

第16節 事業部

(部の構成)

第34条 事業部は部員若干名をもって構成し、部会において部長副部长を互選し、支部長が決定する。

(部会の職務)

第35条 事業部は支部として必要な各種の事業を行う。

第17節 党紀委員会

(会の構成)

第36条 党紀委員会は党紀委員10名をもって構成し、党紀委員は必要に応じて支部長が任命する。

2. 委員長、副委員長は委員会において互選し、支部長が決定する。

(会の職務)

第 37 条 党紀委員会は支部の規律保持および党員の賞罰に関し、調査審議する。

2. 調査審議にあたっては本人の一身上の弁明の機会を与えなければならない。

第 18 節 地 区 分 会

(部の構成)

第 38 条 支部管内を小地区に分け、地区分会を設置する。

2. 地区分会は当該区域の全党員をもって組織し、分会の役員のうち地区分会長を選出し、支部長が決定する。その他役員は分会で決める。

第 39 条 地区分会は組織部長の指揮のもとに党勢の維持、および党勢の拡張強化に努めるものとする。

(地区分会の数および名称)

第 40 条 地区分会は、原則として青島、木花、赤江、大淀、櫛、大宮、北、中央東、中央西の 9 地区分会とする。

第 19 節 選 挙 対 策 委 員 会

(会の構成)

第 41 条 選挙対策委員会は、その都度、支部長が指名する委員若干名をもって構成する。

2. 選挙対策委員会は支部長が委員長、幹事長が副委員長となる。

(会の職務)

第 42 条 選挙対策委員会は支部の選挙対策を樹立する目的をもって、その施策を行うため計画実施する。

第 3 章 会 議

(会議の種類)

第 43 条 支部の会議を総会、臨時総会、六役会、役員会、財務部会、組織部会、広報宣伝部会、青年局会、女性局会、中小企業対策部会、農林漁業対策部会、環境防災対策部会、医療福祉対策部会、事業部会、地区分会長会、地区分会、党紀委員会、選挙対策委員会の 18 会議に分ける。

2. 支部総会は本支部の最高決議機関であって支部登録党員の比例代議員をもって構成する。(但し登録党員 2,000 名未満の場合は全党員をもって構成する。)

3. 代議員の比率は党員 1 万名未満の場合は 50 名につき 1 人とし、1 万名以上 2 万名未満の場合は 100 名につき 1 人とする。又 2 万名以上になったときは 200 名に対し 1 人とする。

4. 総会、臨時総会、役員会、選挙対策委員会は支部長が招集し、夫々会において議長を選出し、会を掌理する。総会、臨時総会は 3 分の 1 以上の構成党員の出席がなければ会議を開くことができない。

5. 前号以外の部会は夫々の部会長招集して議長となり、各その運営にあたる。

6. 各種会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。但し、党紀委員会においては委員の 3 分 2 以上が出席し 3 分の 2 以上の賛成により処分を行う。また、再審査に係る処分においても同様とする。

第 4 章 会 計 監 査

(監査の構成)

第 44 条 党員より 2 名以上 3 名以内をもって構成する。

2. 会計監査は総会の承認をうけて、支部長が任命する。

(監督の職務)

第 45 条 会計監査は常時経理を監督し、決算、監査の結果を総会で報告しなければならない。

第 5 章 その他の機関

第 1 節 顧 問 、 相 談 役

(顧問、相談役)

第 46 条 支部に顧問、相談役若干名をおく。

2. 顧問および相談役は随時、支部長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

3. 顧問および相談役は総務会の承認をうけて、支部長が委嘱する。

第 2 節 党 友 、 賛 助 員

(党友、賛助員)

第 47 条 支部の目的達成に協力する者をもって、党友または賛助員とする事ができる。

2. 党友、賛助員は総務会の承認をうけて、支部長が委嘱する。

第 6 章 賞 罰

(表彰)

- 第 48 条 支部長は支部活動に功績のあった党员に対し、党紀委員会の報告に基づき六役会の議を経て表彰を行うことができる。
2. 支部所属の県(市)議会議員および地区分会長は党员が党活動に功績があった場合、党紀委員会に対し、その表彰を求めることができる。

(罰則)

- 第 49 条 党员が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、役職停止または除名処分にするものとする。
- (1) 党の規律をみだす行為
(2) 党员たる品位をみだす行為
(3) 党議にそむく行為
2. 党紀委員会は党员の賞罰について、六役会の議を経て、賞罰に関する規定を定めるものとする。

第7章 党 籍

(入党手続)

- 第 50 条 本党に入党しようとする者は、党员2名以上の紹介により、住所、氏名、年令、職業、その他所定の事項を記載した入党申込書に年間党費をそえ、支部に提出し、その承認を受けなければならない。
2. 支部は入党を承認したときは、その旨を速やかに宮崎県支部連合会および党本部に報告するものとする。

(離党手続)

- 第 51 条 本党を離党しようとする者は支部に届けなければならない。
2. 支部は離党届を受理したときは速やかに宮崎県連合会および党本部に報告するものとする。

(復党手続)

- 第 52 条 離党した者は、または除名された者が、本党に復帰しようとするときは第50条の手続きをするものとする。この場合は、復帰承認は党紀委員会の審査を経なければならない。

(代議員の詮衡)

- 第 53 条 代議員を必要とする場合、その時点において2年以上の党籍を有し、党費を完納した者のうちより詮衡する。

第8章 遊 説 隊

(隊の構成)

- 第 54 条 遊説隊は青年局および女性局ならびに市(県)議会議員をもって構成し、遊説隊長、副隊長を互選し、六役会の承認をうけて支部長が決定する。
(隊の職務)

- 第 55 条 遊説隊は組織部長の管轄に属し、平素、党勢拡張、党政策等のPRを目的として、屋内演説会、街頭演説会、移動演説会を実施する。

第9章 会計および予算ならびに決算

(経費)

- 第 56 条 支部の経費は、党費、寄付金及び支部主催の政経懇談会の収入ををもって充当する。
2. 党员は本部で決定した党費を納入しなければならない。
3. 支部所属の国会議員、県議会議員、市議会議員は支部総会で承認された金額を納入するものとする。

(会計年度)

- 第 57 条 支部の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(決算)

- 第 58 条 決算は六役会及び役員会の議を経て支部総会の承認を受けなければならない。

第10章 役員 の 任 期

(役員 の 任 期)

- 第 59 条 本規約に定める役員 の 任 期 は 2 年 と する。但し、再選任は妨げない。
2. 欠員により選任された役員 の 任 期 は、前任者 の 残 任 期 間 と する。
3. 任 期 満 了 後 であ っ て も 後 任 者 が 決 定 する ま で は 引 継 ぎ そ の 職 に あ る も の と する。

第11章 党 則 改 正

(党則改正)

- 第 60 条 支部規約の改正は支部総会の議を経て行わなければならない。

附 則

1. 本規約は昭和 43 年 5 月 8 日より施行する。
2. 本規約は昭和 51 年 4 月 1 日より改正施行する。
3. 本規約は昭和 55 年 5 月 15 日より改正施行する。
4. 本規約は平成 2 年 4 月 28 日より改正施行する。
5. 本規約は平成 4 年 4 月 25 日より改正施行する。
6. 本規約は平成 6 年 4 月 30 日より改正施行する。
7. 本規約は平成 15 年 5 月 9 日より改正施行する。
8. 本規約は平成 18 年 4 月 28 日より改正施行する。
9. 本規約は令和 元年 5 月 18 日より改正施行する。

地区分会区域町名一覧表

(別表)

分会名	区 域 町 名
瓜生野分会	大字瓜生野、大字大瀬町、大字上北方
倉岡分会	大字金崎、大字系原、大字吉野、大字堤内
大宮分会	祇園1丁目、祇園2丁目、祇園3丁目、祇園4丁目、神宮東1丁目、神宮東2丁目、神宮東3丁目、神宮町神宮1丁目、霧島1丁目、霧島2丁目、霧島3丁目、霧島4丁目、霧島5丁目、船塚1丁目、船塚2丁目、船塚3丁目、丸山1丁目、丸山2丁目、江平西1丁目、矢の崎町、下北方町、池内町、南花ヶ島町、花ヶ島町、村角町、大島町、江平東2丁目、江平西2丁目、南方町、平和ヶ丘北町、平和ヶ丘東町、平和ヶ丘西町、桜町
櫛分会	権現町、浮之城町、阿波岐ヶ原町、山崎町、北権現町、新別府町、出来島町、潮見町、大王町、昭和町、曾師町、一の宮町、中西町、高洲町、田代町、小戸町、日の出町、前原町、稗原町、新栄町、昭栄町、宮脇町、浄土江町、堀川町、永楽町、吾妻町、青葉町、柳丸町、大和町、吉村町、下原町、瀬頭町、港1丁目、港2丁目、港3丁目、港東1丁目、港東2丁目、港東3丁目、宮崎駅東1丁目、宮崎駅東2丁目、宮崎駅東3丁目
中央東分会	江平東1丁目、江平東町、江平西町、江平町1丁目、錦本町、丸島町、橋通東5丁目、橋通東4丁目、高千穂通1丁目、高千穂通2丁目、錦町
中央西分会	大工町1丁目、大工町2丁目、大工町3丁目、西高松町、北高松町、千草町、中央通、橋通西3丁目、南高松町、元宮町、高松町、松橋1丁目、松橋2丁目、鶴島1丁目、鶴島2丁目、鶴島3丁目、末広1丁目、末広2丁目、上野町、橋通西1丁目、橋通西2丁目

中央南分会	橋通東1丁目、橋通東2丁目、橋通東3丁目、川原町、旭1丁目、旭2丁目、松山1丁目、松山2丁目、宮田町、別府町、広島1丁目、広島2丁目、老松1丁目、老松2丁目、瀬頭1丁目、瀬頭2丁目
中央北分会	大橋1丁目、大橋2丁目、大橋3丁目、清水1丁目、清水2丁目、清水3丁目、橋通西4丁目、橋通西5丁目、原町、花殿町、中津瀬町、西池町、和知川原町1丁目、和知川原町2丁目、和知川原3丁目
大淀分会	中村東1丁目、中村東2丁目、太田町1丁目、太田町2丁目、太田町3丁目、太田町4丁目、大淀1丁目、大淀2丁目、大淀3丁目、大淀4丁目、東大淀1丁目、東大淀2丁目、天満町、福島町、淀川1丁目、淀川2丁目、中村西1丁目、中村西2丁目、御門町1丁目、御門町2丁目、御幸町、京塚町、谷川1丁目、谷川2丁目、大塚町、大坪町、南町1丁目、南町2丁目、南町3丁目、源藤町、谷川町2丁目、谷川町3丁目、福島町1丁目、福島町2丁目、福島町3丁目、武徳殿通、中村町4丁目、古城町、北川内町、大塚台西1丁目、大塚台西2丁目、大塚台西3丁目、桜ヶ丘団地、生目台団地、小松台団地、宝塚ニュータウン
赤江分会	大字本郷北方、大字郡司分、大字本郷南方、大字恒久、大字田吉、大字赤江、まなび野1丁目、まなび野2丁目、まなび野3丁目
木花分会	大字熊野、大字加江田、大字鏡州、学園木花台
青島分会	青島町、南青島町、大字折生迫、大字内海

党 員 推 移

年 度	一 般	女性局	青年部	青年局	合計
平成元年	130	176	43	69	418
2 年	101	115	30	17	263
3 年	135	187	69	63	454
4 年	108	132	45	44	329
5 年	94	92	34	21	241
6 年	72	76	21	17	186
7 年	128	126	22	14	290
8 年	103	88	18	13	222
9 年	571	560	177	140	1,448
10 年	209	220	68	49	546
11 年	269	276	86	70	701
12 年	245	234	71	75	625
13 年	207	162	56	34	459
14 年	347	385	98	83	913
15 年	252	221	60	59	592
16 年	219	282	112	139	752
17 年	492	428	105	118	1,143
18 年	431	378	85	103	997
19 年	302	219	61	57	639
20 年	259	196	50	48	553
21 年	103	48	20	12	183
22 年	116	99	40	19	274
23 年	578	794	220	176	1,768
24 年	303	414	—	198	915
25 年	1,123	154	—	141	1,418
26 年	691	600	—	63	1,354
27 年	372	524	—	259	1,155
28 年	451	666	—	360	1,477
29 年	461	659	—	354	1,474
30 年	1,153	238	—	308	1,699

平成30年度自由民主党宮崎市支部役員一覧

平成31年3月31日現在

役 職	氏 名	職 業	役 職	氏 名	職 業
支 部 長	日 高 義 幸	宮崎市議会議員	青年局長	鈴木一成	宮崎市議会議員
副支部長	増 田 貴 大	(株)マスジュウ	同 次 長	日高省吾	(福)くすのみ福祉会
幹 事 長	小 川 次 郎	(株)馬原造園建設	同 次 長	長 嶺 り え	(株)凌 駕
副幹事長	中 野 晶 生	(株)中野産業	女性局長	脇谷のりこ	(前) 宮崎市議会議員
総務会長	白 木 潤	(株)アイマックス	同 次 長	坂 元 倫 子	宮崎市夜間救急センター
同副会長	児 玉 清 和	旭洋建設(株)	〃	鶴 岡 朋 子	(株)ティーアール
財務部長	橋 邊 順 三 郎	(株)はまゆう	監 事	川 添 博	元県議会議員
事業部長	佐 藤 修	双葉工業(株)	監 事	小 園 恵 彦	(株)園建
同副部長	長 嶺 光 秀	(株)凌 駕	監 事	別 当 幸 宜	(株)別当設計
組織部長	神 崎 充 丙	神崎建設工業(株)	最高顧問	上 杉 光 弘	元衆議院議員
中小企業 対策部長	鈴 木 一 成	宮崎市議会議員	顧 問	武 井 俊 輔	衆議院議員
農林漁業 対策部長	金 丸 万 寿 雄	宮崎市議会議員	〃	橋 邊 忠 司	第一建設(株)
環境防災 対策部長	中 村 鉄 兵	(有)インテリアショッ プ ナカムラ	相 談 役	右 松 隆 央	県議会議員
医療福祉 対策部長	清 山 知 憲	きよやまクリニック	事 務 局	岩 切 由 美 子	自由民主党宮崎市支部
広報宣伝 部 長	川 口 道 子	(有)鉦 脈 社			
広報宣伝 副 部 長	田 辺 千 砂 子	東京海上日動火災保険 (株)T I A 保 険			
自由民主党宮崎市支部事務局 〒880-0012 宮崎市末広1-5-19 宮崎県遺族会館2F TEL 0985-22-5395 FAX 0985-22-5389					

